




第148回

定時株主総会
招集ご通知

ご出席いただいた株主様への乗車証（切符型）の配付については、実施いたしません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

 日時 2023年6月15日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

 場所 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階
(末尾案内図ご参照)

●決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

目次

● 第148回 定時株主総会招集ご通知	P. 1
● 株主総会参考書類	P. 5
● 事業報告	P. 11
● 連結計算書類	P. 27
● 計算書類	P. 29
● 監査報告書	P. 31

(証券コード9046)
(発送日) 2023年5月31日
(電子提供措置の開始日) 2023年5月23日

株 主 各 位

神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号
神 戸 電 鉄 株 式 会 社
代表取締役社長 寺 田 信 彦

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「第148回定時株主総会招集通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.shintetsu.co.jp/company/ir/soukai/index.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（会社名）または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討のうえ、3ページから4ページに記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2023年6月14日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月15日(木曜日) 午前10時
2. 場所 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階(末尾案内図ご参照)

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第148期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人および監査等委員会の第148期連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
- 議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令および定款第16条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。
事業報告：「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
連結計算書類：「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
計算書類：「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」
従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査等委員会が監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに会計監査人が会計監査報告の作成に際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
なお、本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を株主様に一律でお送りしております。
 - ◎当社定款第17条により、株主ではない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年6月15日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2023年6月14日(水曜日)
午後6時入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月14日(水曜日)
午後6時到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	御中	ご入力欄
○●○●○●○●	議 決 権 の 数	株主日現在のご所有株式数 <u>XX</u> 株
株主総会日	議 決 権 の 数	議 決 権 の 数 <u>XX</u> 股
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

ご入力欄

ログイン用QRコード

見本

株主日現在のご所有株式数 XXXX-XXXX-XXXX-XXX
ログインID
株主パスワード XXXXX

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

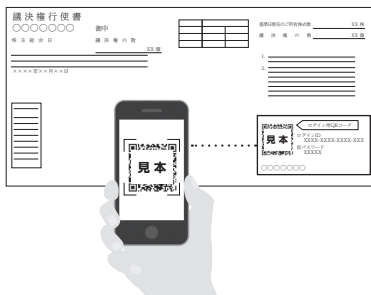
インターネット等または書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。なお、書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。

「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じ。）8名全員は任期満了となります。つきましては、1名減員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	寺田のぶひこ (1957年10月11日生)	1980年4月 阪急電鉄株式会社入社 2003年6月 同 都市交通事業本部鉄道営業部長 2005年6月 阪急バス株式会社 取締役 2007年4月 同 常務取締役 2008年4月 阪急電鉄株式会社 取締役人事部長 2011年4月 同 常務取締役都市交通事業本部長 2013年4月 阪急バス株式会社 代表取締役社長 2016年6月 当社代表取締役社長（現在）	5,200株
(取締役候補者とした理由) 鉄道・バス事業の豊富な業務経験と事業経営の実績に加え、強いリーダーシップと高い見識・能力を有し、当社グループの企業価値の向上に成果を挙げており、引き続き取締役として当社の経営をけん引することが期待できるものと判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
2	※ なかのまさふみ 中野雅文 (1961年5月30日生)	1988年4月 阪急電鉄株式会社入社 2013年4月 同 都市交通事業本部技術部長 2016年11月 同 都市交通事業本部副本部長兼えさまち事業部長 2017年4月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長兼えさまち事業部長 2018年4月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長兼都市交通計画部長 2019年4月 同 執行役員都市交通事業本部副本部長 2021年2月 能勢電鉄株式会社代表取締役社長(現在)	0株
(取締役候補者とした理由) 阪急電鉄株式会社における鉄道事業の豊富な業務経験と実績に加え、能勢電鉄株式会社の社長として事業経営を担い、高い見識・能力を有していることから、取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			
3	つやまひろあき 津山裕昭 (1958年4月29日生)	1982年4月 当社入社 2002年4月 同 統括本部人事グループ長兼総務グループ長 2002年10月 同 統括本部人事グループ長 2007年6月 大阪神鉄豊中タクシー株式会社 代表取締役社長 2012年6月 当社取締役不動産事業本部長 兼ライフサポート事業本部副本部長 2014年4月 同 取締役不動産事業本部長 ライフサポート事業本部健康・保育事業部担当 2018年6月 同 常務取締役不動産事業本部長 人事総務部担当 2022年6月 同 取締役常務執行役員不動産事業本部長 人事総務部担当(現在)	1,500株
(取締役候補者とした理由) 財務部門および人事総務部門の豊富な経験に加え、大阪神鉄豊中タクシー株式会社では経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の成長を実現するなどの実績を有しています。また、不動産事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	なかにし まこと 中西 誠 (1959年10月26日生)	1983年 4月 当社入社 2002年 4月 同 流通事業本部流通グループ長 2008年 4月 同 ライフサポート事業本部介護事業部長 2010年 4月 神鉄観光株式会社 代表取締役社長 2011年 4月 株式会社神鉄エンタープライズ 代表取締役社長 2016年 6月 当社取締役 ライフサポート事業本部介護事業部担当 2018年 6月 株式会社神鉄エンタープライズ 取締役会長 2018年 6月 当社取締役ライフサポート事業本部長 2020年 6月 同 取締役ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 2022年 6月 同 取締役常務執行役員ライフサポート事業本部長 経営企画部担当 (現在)	1,100株
(取締役候補者とした理由) 財務部門、鉄道事業、不動産事業などの幅広い経験に加え、神鉄観光株式会社および株式会社神鉄エンタープライズでは経営を担い、強いリーダーシップを発揮し事業の拡大と成長を実現するなどの実績を有しています。また、ライフサポート事業においても高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。			
5	かす や まさ とし 糟谷 昌俊 (1958年 1 月22日生)	1981年 4月 兵庫県採用 2016年 4月 同 県土整備部長 2018年 4月 公益財団法人兵庫県園芸・公園協会 理事長 2019年 4月 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター 理事長 2020年 6月 当社取締役 (現在)	0株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要) 兵庫県において要職を歴任し、豊富な経験と高い見識を有しており、引き続き社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、地域情勢や防災等に関して、専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、兵庫県における職務経験等を通じて、当社グループが事業を展開している沿線地域の情勢を熟知していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	<p>※</p> <p>まつ さか たか ひろ 松 坂 隆 廣 (1950年 8 月11日生)</p>	<p>1974年 4 月 株式会社太陽神戸銀行入行</p> <p>2002年 6 月 株式会社三井住友銀行執行役員姫路法人営業部長</p> <p>2008年 6 月 神戸土地建物株式会社代表取締役副社長</p> <p>2012年 6 月 同 代表取締役社長</p> <p>2014年 6 月 バンドー化学株式会社社外監査役（常勤）</p> <p>2016年 6 月 同 社外取締役（常勤監査等委員）</p> <p>2018年 6 月 同 社外取締役（監査等委員）</p>	0株
<p>(社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要)</p> <p>株式会社三井住友銀行において要職を歴任し、経営に関する豊富な経験と高い見識を有しており、社外取締役としての立場から有益な助言や指導が得られるものと判断したためであります。選任後は、経営施策等に関して、経営者としての専門的な見地から社外取締役としての立場で取締役会において発言をいただくことを期待しております。</p>			
7	<p>はた えい いち 畑 栄 一 (1960年 3 月10日生)</p>	<p>1983年 4 月 当社入社</p> <p>2003年10 月 同 統括本部企画グループ長</p> <p>2009年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部運輸部長</p> <p>2019年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長</p> <p>2020年 4 月 同 鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長</p> <p>2020年 6 月 同 取締役鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長</p> <p>2022年 6 月 同 取締役執行役員鉄道事業本部副本部長 兼鉄道事業本部安全対策部長（現在）</p>	900株
<p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>財務部門、不動産事業などの幅広い経験に加え、鉄道事業において豊富な業務経験を有し強いリーダーシップを発揮しています。また、高い見識・能力を有していることから、引き続き取締役としての職責を適切に果たすことができるものと判断したためであります。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 糟谷昌俊氏、松坂隆廣氏は、社外取締役候補者であります。また、糟谷昌俊氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。なお、当社は松坂隆廣氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員とする予定であります。
4. 糟谷昌俊氏は当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって3年であります。
5. 当社は糟谷昌俊氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令の定める額を限度額とする契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、松坂隆廣氏の選任が承認された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、当該保険契約により填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考)

本総会において、議案が原案どおり承認可決された場合の各取締役が有する主な専門性・見識は以下のとおりであります。

地位	氏名	在任年数	主な専門性・見識				
			企業経営 経営戦略	財務会計	人事・労務	法務 コンプライアンス リスクマネジメント	事業・ 専門分野
代表取締役	寺田 信彦	7年	●		●	●	
代表取締役	中野 雅文	新任	●			●	●
取締役	津山 裕昭	11年		●	●	●	
取締役	中西 誠	7年	●	●			
取締役 (独立社外取締役)	糟谷 昌俊	3年				●	●
取締役 (独立社外取締役)	松坂 隆廣	新任	●	●			
取締役	畑 栄一	3年				●	●
取締役 監査等委員 (常勤)	藤原 芳明	3年	●	●	●		
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	野崎 光男	4年	●		●	●	
取締役 監査等委員 (独立社外取締役)	今井 陽子	1年				●	●

- (注) 1. 本表は、各取締役が有する専門性・見識のうち主なもの最大3つに印をつけています。
2. 本表は、各取締役が有する全てのスキルを表すものではありません。
3. 在任年数には、監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役としての在任年数を含みます。
4. 地位については、本総会終了後の取締役会において決定する予定です。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

事業報告

(2022年 4 月 1 日から
2023年 3 月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限の緩和等により社会経済活動に回復の動きが見られるものの、不安定な国際情勢によるエネルギー価格および原材料価格の高騰など、先行きに不透明感が続く状況で推移しました。

この間、当社グループにおいては、各部門において増収やコストの削減に努めた結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

すなわち、営業収益は21,321百万円となり前期に比べ804百万円（3.9%）増加、営業利益は1,391百万円となり前期に比べ326百万円（30.6%）増加、経常利益は998百万円となり前期に比べ346百万円（53.1%）増加、親会社株主に帰属する当期純利益は676百万円となり前期に比べ157百万円（30.3%）増加しました。

なお、当期の期末配当につきましては、財務体質の強化を図るため、株主の皆様には誠に申し訳なく存じますが、引き続き無配とさせていただきますので、何とぞご了承賜りますようよろしくお願い申し上げます。

当期のセグメント別の概況は次のとおりであります。

運 輸 業

鉄道事業においては、「安全の絶対確保」を図るため、安全管理体制のさらなる整備・充実に取り組んだほか、「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」等の補助を活用しながら、軌道の強化、電気設備の更新等の工事を押し進め、運転保安度の一層の向上に努めました。また、リニューアル工事を進めておりました有馬線花山駅の新駅舎は2022年11月に、有馬線大池駅の上りホーム側駅舎は12月に供用を開始するとともに、それぞれの駅前広場が2023年3月に完成しました。引き続き駅を中心としたまちづくりを推進し、地域の賑わいの創出に努めてまいります。

営業活動については、有馬温泉への旅客誘致を図るため、「恋たび有馬」キャンペーンを開催し、「有馬グルメ&湯けむりチケット」の発売や「恋活列車」の運行等を実施しました。このほか、神鉄沿線のおでかけに便利な企画乗車券の発売に加え、沿線自治体・各種団体と連携した企画ハイキングや3年ぶりとなる「神鉄トレインフェスティバル2022」の開催など、コロナ禍における行動制限の緩和が進む中で鉄道の利用促進に取り組み、増収に努めました。

また、神戸市との連携事業である「#駅活～Challenge～」では地域との交流を通じた駅周辺の活性化を、同じく連携事業である「KOBE Rail&Trail」ではハイキングなどのアウトドアを通じた当社沿線の活性化を図っております。特に「KOBE Rail&Trail」は、兵庫県の大阪・関西万博に向けた県内各地域への誘客施策である「兵庫フィールドパビリオン」の認定も受けており、沿線地域の魅力を国内外により一層発信しております。引き続き、地域の皆様や沿線自治体と連携したプロジェクトを推進しながら、沿線の活性化や鉄道の利用促進に取り組んでまいります。

バス事業においては、企業や学校の貸切送迎業務をはじめ積極的な営業活動を展開し、増収に努めました。

タクシー業においては、乗務員の採用に注力し、稼働率の向上に努めました。

これらの結果、当期の運輸業の営業収益は12,562百万円（前期比9.9%増）となり、営業利益は318百万円（前期は営業損失46百万円）となりました。

なお、2023年4月から導入した「鉄道駅バリアフリー料金制度」により、バリアフリー施設の整備を着実に推進するとともに、引き続き安心・安全・快適な鉄道を目指してまいります。

不 動 産 業

土地建物賃貸業においては、既存物件へのテナント誘致を進めるとともに、2022年9月に収益の拡大を図るため新規物件（兵庫県伊丹市）を取得し賃貸を開始しました。

また、土地建物販売業においては、2022年11月に神戸市北区の販売土地を売却しました。

なお、神戸市および神戸市道路公社から管理運営業務を受託している「神戸市立三宮駐車場（神戸市中央区）」他5施設について、円滑な運営に努めております。

これらの結果、当期の不動産業の営業収益は2,000百万円となり、前期に比べ9百万円（0.4%）減少し、営業利益は889百万円となり、前期に比べ11百万円（1.2%）減少しました。

流 通 業

食品スーパー業においては、青果部門を中心とした生鮮部門の品揃えを強化するなど、販売促進策を各店舗で積極的に展開しました。また、2022年5月に「神鉄食彩館北鈴店（神戸市北区）」のリニューアルを行うとともに、4月から移動スーパー「とくし丸」の営業を開始し、11月には新たに2号車を運行するなど、収益の拡大に努めました。

コンビニ業および飲食業においては、各店舗で増収に努めました。

しかしながら、エネルギー価格や食料品価格の高騰に伴う消費者の買い控え傾向、競合の激化等により、当期の流通業の営業収益は4,930百万円（前期比5.9%減）となり、営業損失は4百万円（前期は営業利益38百万円）となりました。

そ の 他

保育事業および健康事業においては、駅に近接する各施設の強みを活かしてご利用者の増に努めました。

建設業においては、当社グループ外からの受注拡大に努めました。

これらの結果、当期のその他の営業収益は3,178百万円となり、前期に比べ88百万円（2.8%）増加し、営業利益は167百万円となり、前期に比べ1百万円（0.6%）増加しました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、「安心・安全・快適をお届けすることで、お客様の豊かな暮らしを実現し、地域社会に貢献する」ことを経営理念とし、「神鉄グループみらいビジョン2030」を掲げ、暮らしに彩を添える時間やモノ、サービスの共創プラットフォームとして確固たる地位を築き、地域の持続的な価値向上に貢献するとともに、社会・経済活動を支える存在（『暮らしに彩を添える地域の共創プラットフォーム』）となることを目指しております。

また、このビジョンの実現に向けた具体的な行動計画として、グループの持続的な成長を通じて企業価値を高めるとともに、地域の持続的な価値向上に貢献することを基本方針とする「中期経営計画2026」（2023～2026年度）を策定しております。

そして、「中期経営計画2026」においては、(1)新しい時代（アフターコロナ・高コスト）への対応、(2)沿線の活性化、(3)収益性の改善、(4)有利子負債の削減の4つを重点課題とし、以下の具体的な取り組みや検討を進めています。

すなわち、沿線自治体や地域の皆様との連携・共創により駅を中心としたまちづくりを推進することで、賑わいを創出し地域の活性化を図るとともに、関係人口や交流人口の拡大、ひいては人口の定着に向けて取り組んでいます。

収益力の更なる強化に向けては、不動産事業において新規の賃貸収益物件等への投資を積極的に行うとともに、既存の収益物件の維持更新を着実にを行い魅力度向上に努めているほか、多様な人々との連携・共創等により既存および周辺事業の強化や新規事業の開拓等に取り組んでいます。

新しい時代への対応が喫緊の課題となっている鉄道事業においては、新しい技術の積極的な導入等により安全性や利便性、生産性や環境性等の向上に取り組むなど、持続可能な収益構造の構築に向けた検討を図っています。粟生線においては上下分離をはじめとした同線にかかるコストの軽減策等を引き続き関係者と協議検討してまいります。

当社グループのおかれた経営環境は、依然として厳しい状況にありますが、グループが一丸となってこれらの取組を着実に推し進めることで、早期復配を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、何とぞ変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

当期中に実施いたしました主な設備投資は、軌道強化、ホーム改良、変電設備更新工事等の鉄道安全対策工事、有馬線花山駅および大池駅のリニューアル工事であります。

(4) 資金調達の状況

当期におきましては、株式会社日本政策投資銀行からの1,000百万円をはじめ、金融機関から所要の借入を行いました。

なお、当期末の借入金残高は57,149百万円で、前期末に比べ1,689百万円の減少となりました。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第145期 2019年度	第146期 2020年度	第147期 2021年度	第148期 (当期) 2022年度
営 業 収 益 (百万円)	22,751	20,231	20,517	21,321
親会社株主に帰属する 当期純利益 (//)	1,006	187	519	676
1株当たり当期純利益 (円)	125.17	23.28	64.68	84.16
総 資 産 (百万円)	92,800	92,894	92,351	90,804
純 資 産 (//)	19,441	20,174	20,626	21,243

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

なお、期中平均発行済株式総数は自己株式数を控除して算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第147期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社および子会社ならびに企業結合等の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
神 鉄 バ ス 株 式 会 社	100	100.0	バス事業、運行管理請負業
大阪神鉄豊中タクシー株式会社	92	100.0	タクシー業
株式会社神鉄エンタープライズ	60	100.0	食品スーパー業
神 鉄 観 光 株 式 会 社	30	100.0	旅行業、コンビニ業、広告代理業、 水産観光業、飲食業
株式会社神鉄ビジネスサポート	30	100.0	金融業、情報システムサービス業
神 鉄 タ ク シ ー 株 式 会 社	20	100.0	タクシー業
株式会社神鉄コミュニティサービス	20	100.0	建設業、施設管理業、警備業

③ その他重要な企業結合等の状況

当社の持分法適用関連会社は次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株 式 会 社 有 馬 温 泉 企 業	10	50.0	温泉給湯業

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

① 運輸業

鉄道事業 (神戸電鉄)

営業キロ 69.6km(有馬線 22.5km、三田線 12.0km、公園都市線 5.5km、
粟生線 29.2km、神戸高速線 0.4km)

駅数 47駅

車両数 147両(客車 147両)

バス事業 (神鉄バス)

営業キロ 17.5km

車両数 97両(乗合旅客 15両、貸切旅客 81両、特定旅客 1両)

タクシー業 車両数 160両(大阪神鉄豊中タクシー 100両、神鉄タクシー 60両)

② 不動産業 土地建物賃貸業、土地建物販売業、発電および売電事業

③ 流通業 食品スーパー業、コンビニ業、飲食業

④ その他 保育事業、健康事業、介護事業、旅行業、広告代理業、水産観光業、
建設業、施設管理業、警備業、金融業、情報システムサービス業

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 運輸業

事業内容	主要な事業施設
鉄道事業	神戸電鉄本社(神戸市兵庫区)、鈴蘭台総合事務所・車両工場(以上神戸市北区)
バス事業	神鉄バス本社・星和台営業所(以上神戸市北区)
タクシー業	大阪神鉄豊中タクシー大阪営業所(大阪市淀川区)・豊中営業所(豊中市) 神鉄タクシー本社(神戸市北区)

② 不動産業

事業内容	主要な事業施設
土地建物賃貸業	【主要な賃貸施設】 神鉄本社ビル、神鉄ビル(以上神戸市兵庫区) ベルスト鈴蘭台、鈴蘭台北神鉄ビル、鈴蘭台西町神鉄ビル、北鈴神鉄ビル、北鈴神鉄駅前ビル、北鈴神鉄駅前ビル、北鈴一番館、北鈴二番館、鈴蘭台西口神鉄ビル、西鈴神鉄ビル、西鈴壱番館、西鈴二番館、西鈴三番館、谷上SHビル、有馬一番館、岡場駅高架下店舗、田尾寺店舗(以上神戸市北区) 緑が丘駅前店舗(三木市) 小野神鉄ビル(小野市)
発電および売電事業	神鉄見津太陽光発電所、神鉄栄太陽光発電所(以上神戸市西区)

③ 流通業

事業内容	主要な事業施設
食品スーパー業	神鉄食彩館新開地店(神戸市兵庫区)、神鉄食彩館北鈴店・西鈴店・谷上店・岡場店(以上神戸市北区)、神鉄食彩館落合店(神戸市須磨区)
コンビニ業	セブン・イレブン神鉄新開地駅店(神戸市兵庫区)、セブン・イレブン神鉄鈴蘭台駅店・神鉄北鈴蘭台駅店・神鉄西鈴蘭台駅店・神鉄谷上駅店・神鉄岡場駅店(以上神戸市北区)
飲食業	ケンタッキーフライドチキン武庫之荘駅前店(尼崎市)、ケンタッキーフライドチキン阪急茨木店(茨木市)

④ そ の 他

事 業 内 容	主 要 な 事 業 施 設
保育事業	谷上保育園、しんてつ・おかば園(以上神戸市北区)、よこやま保育園(三田市)、しんてつ・みどりがおか保育園(三木市)、小野駅前学童保育所(小野市)
健康事業	神鉄スイミングスクール(神戸市北区)、御影スイミングスクール(神戸市東灘区)
介護事業	神鉄ケアサービスセンター(神戸市北区・三田市)
旅行業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
広告代理業	神鉄観光本社(神戸市兵庫区)
水産観光業	神鉄観光有馬ます池(神戸市北区)
建設業	神鉄コミュニティサービス谷上事務所(神戸市北区)
施設管理業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
警備業	神鉄コミュニティサービス本社(神戸市北区)
金融業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)
情報システムサービス業	神鉄ビジネスサポート本社(神戸市兵庫区)

(9) 従業員の数 (2023年3月31日現在)

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
872 名	8増 名

- (注) 1. 従業員数には、企業集団外への出向社員、嘱託等は含んでおりません。
 2. 臨時従業員の年間の平均人員は、836名であります。

(10) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社日本政策投資銀行	9,149
株式会社三井住友銀行	8,288
三井住友信託銀行株式会社	6,785
株式会社みずほ銀行	5,430
兵庫県信用農業協同組合連合会	4,733

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
(2) 発行済株式の総数 8,061,566株
(3) 株主数 7,232名 (前期末比36名減)
(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
阪急阪神ホールディングス株式会社	2,195	27.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	436	5.43
株式会社三井住友銀行	314	3.91
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	107	1.34
株式会社みなと銀行	83	1.04
S M B C 日興証券株式会社	77	0.97
阪急電鉄株式会社	77	0.97
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	52	0.65
三井住友信託銀行株式会社	47	0.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	41	0.52

(注) 持株比率は自己株式数(25,598株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	寺 田 信 彦	
代 表 取 締 役	岸 本 和 也	鉄道事業本部長 株式会社神鉄コミュニティサービス 代表取締役社長
取 締 役	津 山 裕 昭	不動産事業本部長 人事総務部担当
取 締 役	中 西 誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当
取 締 役	楠 守 雄	
取 締 役	糟 谷 昌 俊	
取 締 役	畑 栄 一	鉄道事業本部副本部長 鉄道事業本部安全対策部長
取 締 役	松 本 修 治	経営企画部長 サステナビリティ推進部長
取 締 役 員 監 査 等 委 員 (常 勤)	藤 原 芳 明	
取 締 役 員 監 査 等 委 員	野 崎 光 男	阪急電鉄株式会社 常任監査役（常勤）
取 締 役 員 監 査 等 委 員	今 井 陽 子	弁護士

- (注) 1. 取締役 楠守雄、取締役 糟谷昌俊、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子は社外取締役であります。
2. 取締役 監査等委員（常勤） 藤原芳明は、当社の財務部門における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 重要な会議への出席や、内部監査部門等との連携を通じて監査・監督の実効性を高めるために、藤原芳明を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 2022年6月14日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって、取締役 田村幸久は任期満了により退任しました。

5. 当社は、2022年6月14日開催の第147回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 藤原芳明、監査役 木下卓男および監査役 野崎光男は任期満了により退任し、このうち、藤原芳明、野崎光男が取締役 監査等委員に就任いたしました。
6. 2022年6月14日開催の第147回定時株主総会において、今井陽子が取締役 監査等委員に選任され、就任しました。
7. 2022年6月13日に取り締役 岸本和也は、株式会社神鉄コミュニティサービスの代表取締役社長に就任しました。
8. 取締役 楠守雄、取締役 糟谷昌俊、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子は、独立役員として東京証券取引所に届け出ております。
9. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の被保険者の範囲は取締役等であります。なお、被保険者のうち取締役は株主代表訴訟担保特約分の保険料（全体保険料に占める割合10%）を負担しております。
当該保険契約は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為の場合など、一定の免責事由があります。
10. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を含む執行役員は、次のとおりであります。

(2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
社 長	寺 田 信 彦	
専務執行役員	岸 本 和 也	鉄道事業本部長
常務執行役員	津 山 裕 昭	不動産事業本部長 人事総務部担当
常務執行役員	中 西 誠	ライフサポート事業本部長 経営企画部担当
執 行 役 員	畑 栄 一	鉄道事業本部副本部長 鉄道事業本部安全対策部長
執 行 役 員	松 本 修 治	経営企画部長 サステナビリティ推進部長
執 行 役 員	森 兼 浩	不動産事業本部副本部長 不動産事業本部不動産事業部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項および当社定款第26条の規定に基づき、取締役 楠守雄、取締役 糟谷昌俊、取締役 監査等委員 野崎光男および取締役 監査等委員 今井陽子との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。報酬額の決定については、代表取締役社長および独立社外取締役を構成員とする指名・報酬委員会を開催し、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬の総額の限度内で個別具体的な報酬額を審議のうえ、取締役会に答申しております。取締役会においては、その答申を踏まえ報酬額を決定しております。なお、当社は2022年6月14日開催の第147回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社へ移行しております。移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬決定方針ならびに当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、2022年6月14日開催の取締役会に先立ち、2022年5月12日開催の指名・報酬委員会から答申を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されたうえで、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は、「取締役報酬規程」において、職責等に対して支給する「基本報酬」と毎期の業績の達成度合によって変動する「業績連動報酬」で構成すると定めており、個別の報酬については、職責や会社の業績等を総合的に勘案し、取締役会決議により決定するものとしております。なお、社外取締役は独立性・客観性を保つ観点から「基本報酬」のみとしております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された監査等委員である取締役の報酬等の限度内において、個別具体的な報酬額を監査等委員である取締役の協議により決定しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	50 (4)	50 (4)	—	9 (2)
監査等委員である 取締役 (うち社外取締役)	10 (3)	10 (3)	—	3 (2)
監査役 (うち社外監査役)	3 (0)	3 (0)	—	3 (2)

- (注) 1. 当社は、2022年6月14日開催の第147回定時株主総会における承認を得て、監査等委員会設置会社に移行しております。監査役報酬等は当該移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役の報酬等は当該移行後の期間に係るものであります。
2. 上記には、使用人兼務取締役の使用人の給与相当額19百万円は含んでおりません。
3. 上記には、2022年6月14日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名および監査役3名の員数および報酬を含んでおります。
4. 業績連動報酬に係る業績評価指標は、親会社株主に帰属する当期純利益を採用しております。当該指標を選択した理由は、当該年度の最終的な業績を示した数値であり、業績報酬基準として最も合理的であると考えているためであります。なお、当事業年度における業績連動報酬は無配により支給しておりません。
5. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2022年6月14日であり、決議の内容は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を月額18百万円以内（うち社外取締役2百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額を月額3百万円以内にとすることとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する給与相当額は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は8名（うち社外取締役2名）であり、監査等委員である取締役の員数は3名です。なお、監査等委員会設置会社移行前の当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は1993年6月28日であり、決議の内容は、取締役の報酬額を月額18百万円以内、監査役の報酬額を月額3百万円以内にとすることとし、取締役の報酬額には、使用人兼務役員の使用人としての職務に対する給与相当額は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名であり、監査役の員数は3名です。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	楠 守 雄	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに出席しました。主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、経営施策等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として2回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
	糟 谷 昌 俊	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに出席しました。主に地方公共団体での豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、地域情勢や防災等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の構成員として2回全てに出席し、独立した客観的立場から必要な助言を適宜行っております。
取 締 役 監 査 等 委 員	野 崎 光 男	当事業年度に開催された取締役会の11回全てに、監査役会の2回全てに、また監査等委員会の9回全てに出席しました。取締役会等においては、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、経営施策等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
	今 井 陽 子	2022年6月14日就任以来、当事業年度に開催された取締役会の9回全てに、また監査等委員会の9回全てに出席しました。取締役会等においては、弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき必要な発言を適宜行っており、コンプライアンス等に関する専門的な見地から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	報 酬 等 の 額
① 当社が支払うべき報酬等の額	34百万円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておりません。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積り等を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断し、同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく賦課金に係る特例の認定申請に対する手続業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の独立性、信頼性、効率性等について問題があり、適正な職務の遂行が困難であると認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

本事業報告中の記載金額および株式数の表示単位未満は切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

2023年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	5,670	流動負債	24,683
現金及び預金	1,443	買掛金	2,206
売掛金	1,097	短期借入金	18,463
短期貸付金	66	未払法人税等	130
販売土地及び建物	274	前受金	819
商 品	123	賞与引当金	51
貯 蔵 品	418	そ の 他	3,012
そ の 他	2,246	固定負債	44,877
固定資産	85,133	長期借入金	38,686
有形固定資産	81,230	繰延税金負債	224
建物及び構築物	40,523	再評価に係る繰延税金負債	3,471
機械装置及び運搬具	5,121	退職給付に係る負債	112
土 地	34,912	そ の 他	2,383
建設仮勘定	126	負債計	69,560
そ の 他	546	(純資産の部)	
無形固定資産	576	株主資本	19,270
投資その他の資産	3,326	資 本 金	11,710
投資有価証券	1,217	利益剰余金	7,650
長期貸付金	285	自己株式	△91
退職給付に係る資産	1,405	その他の包括利益累計額	1,973
そ の 他	435	その他有価証券評価差額金	333
貸倒引当金	△17	繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,503
		退職給付に係る調整累計額	136
		純資産計	21,243
資産合計	90,804	負債・純資産合計	90,804

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

科 目	金 額	
	百万円	百万円
営 業 収 益		21,321
営 業 費		
運輸業等営業費及び売上原価	17,341	
販売費及び一般管理費	2,587	19,929
営 業 利 益		1,391
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	32	
その他の収益	204	237
営 業 外 費 用		
支払利息	560	
その他の費用	70	630
経 常 利 益		998
特 別 利 益		
工事負担金等受入額	768	
その他の利益	60	828
特 別 損 失		
工事負担金等圧縮額	768	
減損損失	59	
その他の損失	139	967
税金等調整前当期純利益		859
法人税、住民税及び事業税	169	
法人税等調整額	13	183
当 期 純 利 益		676
親会社株主に帰属する当期純利益		676

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表

2023年3月31日現在

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	百万円	(負債の部)	百万円
流動資産	4,277	流動負債	23,320
現金及び預金	682	短期借入金	18,363
未収運賃	707	未払金	2,175
未収金	1,428	未払費用	573
未収収益	97	未払消費税等	271
販売土地及び建物	299	未払法人税等	100
貯蔵品	379	預り連絡運賃	137
前払費用	619	預り金	345
その他の流動資産	62	前受運賃	464
固定資産	84,028	前受金	765
鉄道事業固定資産	65,300	前受収益	80
兼業固定資産	15,312	その他の流動負債	43
建設仮勘定	126	固定負債	44,658
投資その他の資産	3,288	長期借入金	38,686
関係会社株式	674	繰延税金負債	270
投資有価証券	1,125	再評価に係る繰延税金負債	3,471
前払年金費用	1,207	投資損失引当金	220
その他の投資等	290	その他の固定負債	2,010
貸倒引当金	△10	負債計	67,978
		(純資産の部)	
		株主資本	18,493
		資本金	11,710
		利益剰余金	6,874
		その他利益剰余金	6,874
		繰越利益剰余金	6,874
		自己株式	△91
		評価・換算差額等	1,833
		その他有価証券評価差額金	330
		繰延ヘッジ損益	0
		土地再評価差額金	1,503
		純資産計	20,327
資産合計	88,306	負債・純資産合計	88,306

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

2022年4月1日から2023年3月31日まで

科 目	金	額
	百万円	百万円
鉄道事業収益	9,190	
営業費用	9,034	
兼業利益		156
営業収益	2,926	
営業費用	1,993	
事業営業利益		932
事業外収益		1,089
受取利息及び配当金	181	
その他の収益	177	359
営業外費用		
支払利息	560	
その他の費用	48	608
経常利益		839
工事負担金等受入額	768	
その他の利益	60	828
特別損失		
工事負担金等圧縮額	768	
減損	59	
その他の損失	139	967
税引前当期純利益		701
法人税、住民税及び事業税	53	
法人税等調整額	19	72
当期純利益		628

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 裕 久
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 鈴 木 重 久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神戸電鉄株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

神戸電鉄株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西野 裕久

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 鈴木 重久

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、神戸電鉄株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第148期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及び内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

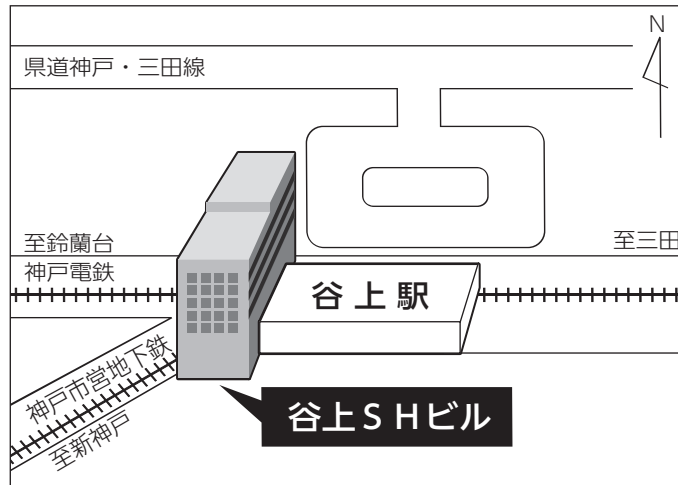
神戸電鉄株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤）	藤原芳明	㊟
監査等委員	野崎光男	㊟
監査等委員	今井陽子	㊟

(注) 監査等委員 野崎光男及び今井陽子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場（谷上SHビル）付近案内図

会 場 神戸市北区谷上東町1番1号
谷上SHビル7階



交通機関 神戸電鉄・神戸市営地下鉄 谷上駅下車
谷上ドーム街を西へ徒歩1分

お願い ご来場の際は、電車・バスをご利用ください。

